

**改正**

令和2年9月28日条例第24号

坂出市公共物管理条例

(目的)

**第1条** この条例は、公共物の利用の適正を図るためその管理に関し必要な事項を定め、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「公共物」とは、道路、河川、水路、堤とう等で一般公共の用に供されているものおよびこれらと一体をなす施設のうち、その管理について道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）その他の法令に特別の定めのないものをいう。

(行為の禁止)

**第3条** 公共物においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公共物を損傷し、または汚損すること。
- (2) 土石、竹木、じんかい、汚毒物その他これらに類するものをたい積または投棄すること。
- (3) 公共物の構造または機能に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(行為の許可)

**第4条** 次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 公共物の敷地または水面を使用すること。
  - (2) 公共物の敷地またはその上空もしくは地下を占用し、公共物以外の工作物、構造物等を設置すること。
  - (3) 敷地を掘さくし、盛土し、またはこれらに類する行為をすること。
  - (4) 公共物の構造物、橋りょう、附属物等を改築し、付け替え、またはこれらに類する行為をすること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、公共物をその本来の用途または目的以外に使用すること。
- 2 市長は、前項の許可に、公共物の管理上必要な条件を付することができる。
- 3 前項の条件は、第1項の許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

4 国または地方公共団体が第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(許可の期間)

**第5条** 前条第1項の許可の期間は、10年以内とし、別に規則でこれを定める。

(使用料の徴収)

**第6条** 市長は、第4条第1項の許可を受けた者から、使用料を徴収する。

(使用料の額)

**第7条** 使用料の額は、坂出市道路占用料条例（昭和43年坂出市条例第9号）第2条の規定により算定した額とする。なお、道路法第32条第1項各号に掲げるもの以外については、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

**第8条** 市長は、公益上必要がある場合その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減免することができる。

(使用料の徴収方法)

**第9条** 使用料の徴収方法は、坂出市道路占用料条例第4条の規定によるものとする。

(不還付)

**第10条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

**第11条** 第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に基づく権利を譲渡し、もしくは転貸し、または担保に供してはならない。ただし、権利譲渡に関し市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(地位の承継)

**第12条** 相続人、合併または分割により設立される法人その他の第4条第1項の許可を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、当該許可に基づく権利を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(原状回復)

**第13条** 第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る使用の期間が満了し、使用を廃止し、または次条第1項の規定により当該許可を取り消されたときは、遅滞なく、工作物等を除去し、

公共物を原状に回復しなければならない。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、第3条および第4条第1項の規定に違反した者に対して、その違反行為を中止すること、工作物等に移転もしくは除却すること、または公共物の原状回復その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(許可の取消し等)

**第14条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、または新たに条件を付すことができる。

(1) 第11条の規定に違反したとき。

(2) 第4条第1項の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 不正な手段により第4条第1項の許可を受けたとき。

(4) 許可に係る公共物を国または地方公共団体が使用する必要が生じたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

2 市長は、前項第1号から第3号までの規定により使用の許可を取り消し、その条件を変更し、または新たに条件を付した場合において、使用者に損害を及ぼすことがあってもその損害賠償の責めを負わない。

(報告の徴収)

**第15条** 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第4条第1項の許可を受けた者に対し、公共物の管理上必要な報告を求めることができる。

(他人の土地への立入り)

**第16条** 市長は、公共物の調査または測量を行うためやむを得ない必要があるときは、職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により調査または測量を行う場合は、あらかじめ当該占有者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(過料)

**第17条** 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(委任)

**第18条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**付 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条第1項第5号の規定により市が取得した公共物において権原に基づき第4条第1項に定める行為をしていた者は、従前と同様の条件により当該行為について第4条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

3 前項の場合および新たに第4条第1項の許可を受けた者の平成16年度までの使用料は、香川県公共用財産管理条例(平成12年香川県条例第13号)第5条の規定により算定した額とする。

**付 則** (令和2年9月28日条例第24号)

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

**別表** (第7条関係)

区分	単位	使用料
宅地	使用面積1平方メートルにつき1年	710円
軌道敷地	長さ1メートルにつき1年	60円
その他工作物	使用面積1平方メートルにつき1年	240円
ゴルフ場またはこれに類するもの	使用面積1平方メートルにつき1年	14円